

今年度末にも誕生 実践力の担保を目指す

認定社会福祉士認証・認定機構運営委員長橋本正明氏に聞く

——認定社会福祉士とはどのようなものですか。

橋本 社会福祉士のキャリアアップを支え、その実践力を担保するものです。2008年から日本社会福祉士会の呼び掛けにより、関係団体が集まって検討を進めてきました。所属組織で相談部門のリーダーとなる「認定社会福祉士」は、高齢、障害、医療など五つの分野ごとにその専門性を認定します。認定社会福祉士のうち、複数の分野にまたがる地域課題に主導的に取り組む人については「認定上級社会福祉士」と認定します。

——認定されるには何が必要でしょうか。

橋本 認定社会福祉士認証・認定機構が認証した研修とスーパービジョン（SV＝熟練者による対面指導）を受けるなど一定の要件を満たした上で、機構に申請することが必要です。

認証の対象となる研修は職能団体が実施するものだけでなく、大学院教育（科目履修を含む）など幅広く捉えています。だからこそ、ソーシャルワークの関連団体を会員とする機構が公正中立な第三者機関として認証の要件を設け、研修の質を担保する必要があります。

すでに認証済みの研修もあります。過去の研修履歴を評価する経過措置がありますが、経過措置対象者の認定は13年前期には始まります。

——なぜ認定制度を設けるのでしょうか。

橋本 社会福祉士取得後に培った実践力をより確かなものに仕上げ、そのことを社会から承認してもらうためです。

現在、社会福祉士の取得には、大学などにおける実習・演習を含めた養成課程を経て国家試験に合格することが必要です。その上で、それぞれの職場で働きながら実践力をつけているのが現状です。

しかし、そのことが社会的に認知されているかと言えばそうとは言い切れません。試験に合格した人が一定の時間をかけて実践を積み、さらには研修を受けたことを証明する仕組みが必要です。

07年の社会福祉士及び介護福祉士法改正の際、より専門的な知識・技能を持つ社会福祉士を認定する仕組みを設けるよう国会の付帯決議も付きました。

——認定制度ではSVが要になるとのことですが。

橋本 認定社会福祉士になるために、SV（10単位）を受けることを必須としました。ここは従来の養成課程ではカバーしきれていない点です。

それぞれの社会福祉士が所属する職場でも、上司が社会福祉士であるとは限りません。

認定制度においては、当面、一定の経験のある職場の上司、教員や現場の社会福祉士などをSVする側とします。その人たちには1日程度の説明会に参加した上で登録していただく予定です。

将来的には認定上級社会福祉士が後進のSVに当たるようになります。このSVの仕組みが確立すれば、日本の社会福祉士・ソーシャルワーカー養成にとって画期的なことになると思います。

認定制度によって、社会福祉士養成を再構築することにつながればと願っています。

——今後の見通しを教えてください。

橋本 機構が認証した研修の多くは、13年4月から始まります。その研修を受けた社会福祉士の認定第1号は、13年度末あたりに誕生するでしょう。

認定に必要な研修は20単位（90分の研修を15回受けて2単位とする計算）、SVは10単位です。SVは1年間6回以上の指導で2単位です。

一方、認定されることで待遇が良くなるかと言えばそれは別問題です。それでも5年先、10年先を見据えてすべての社会福祉士に認定社会福祉士を取得してもらいたいと願っています。